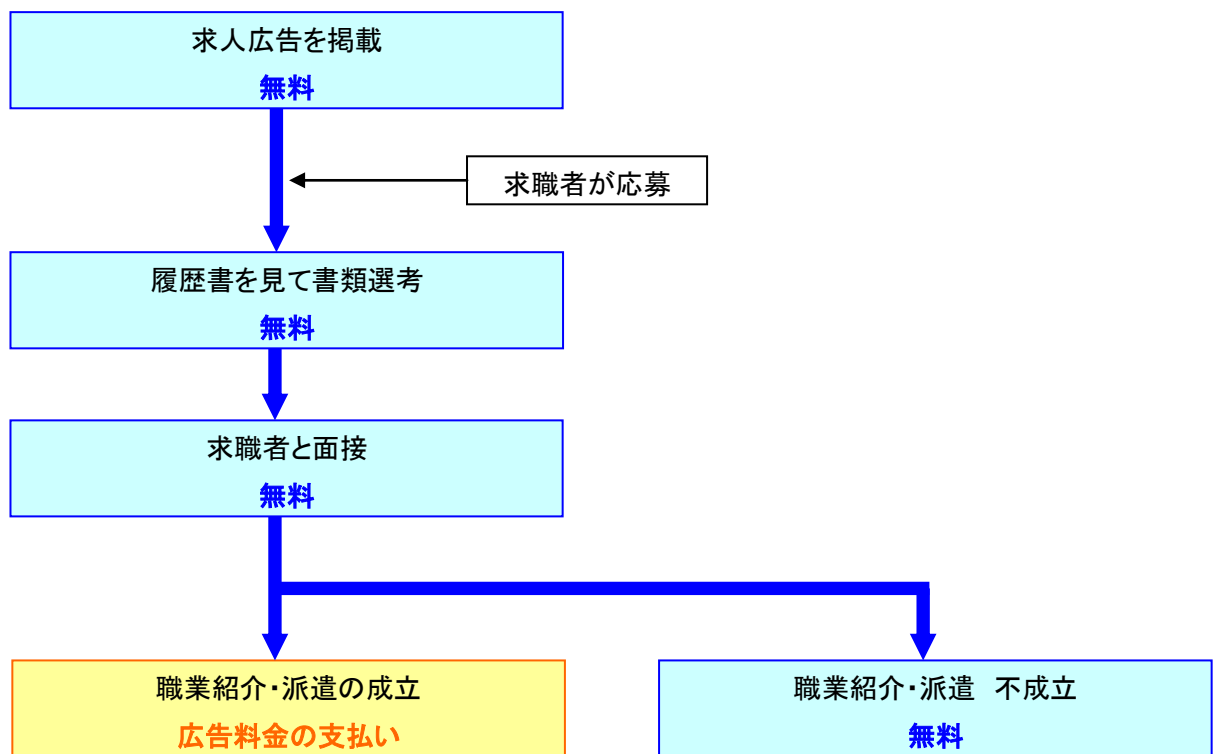


成果報酬型求人広告のご案内

成果報酬型の求人広告では広告掲載の段階では一切料金は必要とせず、掲載された広告に応募があり実際に職業紹介・派遣等が成立した場合にのみ、料金をお支払いいただくという仕組みになっておりますので、広告掲載に関するリスクは全く無く、高い費用対効果が得られます。

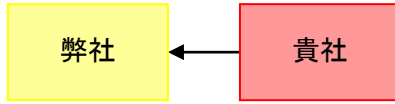
■ サービス概要 ■



成果報酬の広告料金

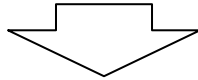
職業紹介・派遣等の成立 1件につき:105,000 円(内消費税 5,000 円)

サービス利用の流れ



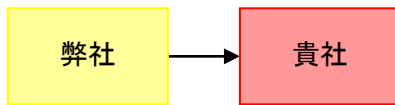
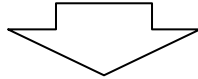
■会社情報と申込書を送る

入力フォームから求人広告の入力を行った後、「成功報酬型求人広告 申込書」を弊社へ FAX して下さい。



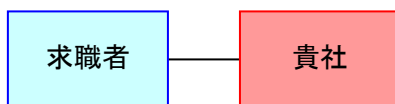
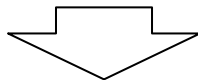
■求人広告掲載

送られた求人広告を弊社運営の求人サイトに掲載します。



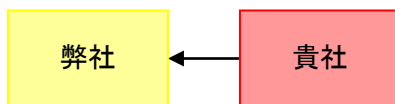
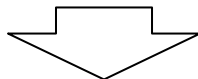
■求職者の履歴書が送られてくる

掲載している求人広告への応募があった場合、求職者の履歴書を FAX で送信致します。



■面接・紹介など

履歴書を受け取った後は、貴社の通常のプロセスによって紹介・派遣等を行って下さい。



■結果の連絡

職業紹介・派遣等が成立した 或いは 職業紹介・派遣等を行わないことが決定した 場合は、弊社まで結果の連絡を行って下さい。結果の連絡は履歴書を受け取ってから1ヶ月以内に FAX で行って下さい。1ヶ月以内に結果が決定できない場合は、その旨を弊社までご連絡下さい。

料金 …… 職業紹介・派遣等が決定した場合に 105,000円（内消費税5,000円）

求人広告掲載や採用面接をするのには料金はかからないのか？

⇒弊社が料金を頂くのは、職業紹介・派遣等が決定した場合のみとなりますので、求人広告掲載、面接などの段階での料金は一切必要ありません。

「職業紹介・派遣等が成立した場合」とは、具体的にはどういう場合か？

どういった場合に料金の支払いが必要なのか？

⇒規約に記載のとおり、下記のような場合は料金の支払いをお願いします。

- (1) 求職者に職業紹介、派遣、紹介予定派遣、或いはこれらに類する行為を行った場合
- (2) 求職者と雇用契約を交わした場合
- (3) 求職者に給与等の料金を支払った場合
- (4) 求職者を実際の業務に従事させた場合

■支払い方法

職業紹介・派遣等の成立があった場合、月末にその月の分の請求書を発行し郵送致します。翌月の月末までに最寄りの銀行またはATMより弊社銀行口座へ料金お振込みください。振り込み手数料は、お客様の負担でお願いします。

■申し込み方法

入力フォームから会社情報の入力を行った後、
「成果報酬型求人広告 利用申込書（人材会社用）」を弊社へFAXして下さい。

会社名：株式会社インターネクト

所在地：〒106-0032 東京都港区六本木2丁目4番13号

連絡先 電話：03-3560-6843

FAX：03-3560-6844

E-mail：info@internext.ne.jp

インターネットキャリア 成果報酬型求人広告 利用規約 (人材会社用)

第1条(適用)

1. 本利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社インターネット(以下、「当社」といいます。)の運営するインターネットキャリアにおける求人活動に関する当社と成果報酬型求人広告掲載者(以下、「広告主」といいます。)との間の権利義務関係を定めることを目的とし、広告主と当社との間のインターネットキャリアの利用に関わる一切の關係に適用される。

第2条(料金)

1. 広告主は、当社ウェブサイトにて求人広告を掲載し、求職者からの応募を受け、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申込書記載の料金を銀行振込によって支払うものとする。銀行振込手数料その他支払に要する費用は広告主の負担とする。

- (1) 求職者に職業紹介、派遣、紹介予定派遣、或いはこれらに類する行為を行った場合
- (2) 求職者と雇用契約を交わした場合
- (3) 求職者に給与等の料金を支払った場合
- (4) 求職者を実際の業務に従事させた場合

第3条(本サービスの利用)

1. 広告主は、有効に登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができる。

2. 広告主は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 求職者に関する情報を本サービスの目的以外の目的で利用する行為
- (3) その他、当社が不適切と判断する行為

第4条(登録取消)

1. 当社は、広告主が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通告することなく、当該広告主の登録を取り消すことができる。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) その他、当社が広告主の登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により広告主に生じた損害について一切の責任を負わない。また、本条に基づき広告主の登録が取り消された場合であっても、当社は広告主から支払いを受けた料金を返還せず、また、広告主は本規約に基づく料金の支払いを免れることはできない。

第5条(保証の否認及び免責)

1. 当社は、求職者が履歴書等に記載した情報に関して、如何なる保証も行わない。

2008年7月28日制定

InterNext [Career] 成果報酬型求人広告 利用申込書 (人材会社用)

当社は、規約を承認の上、インターネクストキャリア成果報酬型求人広告の利用を申し込みます。

申込日 / 年 月 日

フリガナ 御社名				法人印
フリガナ 代表者名				
フリガナ 住所	〒			
TEL		FAX		
フリガナ ご担当者名				
部署名		役職		
E-MAIL				
URL	http://			
フリガナ 請求書 送付先 <small>(住所と異なる場合のみ)</small>	〒			

条件	成果報酬料金
職業紹介・派遣等の成立 1件につき	105,000 円 <small>(内 消費税 5,000 円)</small>